

2024年度版

知的障がい児者・自閉症児者のための

生活サポート 総合補償制度

生活サポート協会は知的障がい児者・自閉症児者の暮らしを支援します。

普通傷害保険(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

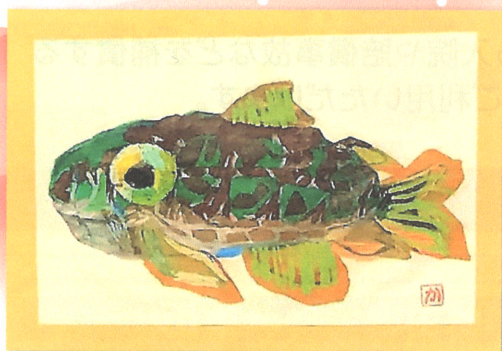
全国生活サポート協会は「表現活動」を支援しています。

2023年度「アールブリュット作品展」において、367作品の応募があり、
129作品を当会ホームページ「お知らせ」に掲載いたしました。
全国の生活サポート協会にて投票を行い、票の多かった3作品を入賞といたしました。

(※作品作者名 敬称略)



Beautiful world 荘司 久寿(秋田県)



川魚
小島 一志(愛知県)



薔薇孔雀(切り絵)
大野 俊壽(福島県)

アール・ブリュットとは 「生(き)の芸術」というフランス語。正規の美術教育を受けていない人による、何ものにもとらわれない表現

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、必ず事前にご一読ください。
特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

2

3つのプランからお選びいただけます。

* ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

入院給付金(①②③)の補償開始について

入院期間		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院4日目から	補償プランA	補償しません			4日目から補償開始!!		
入院2日目から	補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院2日目から	補償プランC	補償しません	2日目から補償開始!!				

★2024年4月1日時点で満65歳以上(昭和34年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プラン⑥にはご加入いただけません。

*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。

補 償 内 容		補 償 項 目		補償プランA		補償プランB		補償プランC			
入院した時の補償	病気やケガで	入院給付金 （既往症、てんかん発作などによる入院も対象） 被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含む。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 〈ご注意〉・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象なりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。		①付添介護保険金 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	病気	ケガ	入院4日目から	8,000円	入院2日目から	—	入院2日目から
		②差額ベッド費用 差額ベッド代が生じた日1日につき	病気	ケガ	3,000円	3,000円					
		③入院諸費用 入院1日につき	病気	ケガ	1,000円	1,000円					
		④入院一時金 1入院につき	病気	ケガ	5,000円	6,000円					
		⑤死亡保険金		ケガ	100,000円	100,000円		500,000円			
傷害（ケガ）をしたときの補償	ケガの補償（事故日を含めて180日以内が対象）	■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象になります。 <u>（地震・噴火・津波危険補償セット）</u> 〈ご注意〉・急激性のない自傷行為は補償の対象なりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象なりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。		⑥後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	ケガ	4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円			
		⑦入院保険金 入院1日につき（180日限度）	ケガ	3,000円	5,000円	5,000円					
		⑧通院保険金 通院1日につき（90日限度）	ケガ	2,000円	3,000円	3,000円					
		⑨手術保険金 1事故につき1回	ケガ	30,000円（入院中）15,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）	50,000円（入院中）25,000円（入院中以外）					
		⑩個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額		1億円	3億円	3億円					
		⑪損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額			200万円	200万円					
弁護士費用等の補償	弁護士費用等補償	⑫法律相談費用 1事故あたり支払限度額（1回1万円限度）		被害事故	5万円	5万円					
		⑬弁護士接見費用 1事故あたり支払限度額			1万円	1万円					
		⑭被害者見舞・治療等費用 ア見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 イ被害者の医療処置、入院費用等 ロ葬祭費用				1事故につき、合算して 10万円限度 自己負担額（3,000円）					
障害・財物損壊の補償	職業従事中事故対応費用補償	⑮損壊財物復旧費用									
		⑯疾病葬祭費用保険金 支払限度額		病気	100,000円	100,000円	—				
病気で死亡したときの補償		被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。		掛金（1年間）		19,500円	25,200円	22,000円			

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」（補償概要をご参照ください。）に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。
※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)個人賠償責任補償、弁護士費用等補償などの補償について、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。
注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなった場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
注)補償プランの各補償項目に「-」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

Q & A よくあるご質問をご紹介します。

Q どの補償プランに加入したらいいのでしょうか？

A 病気やケガの入院がご心配でしたら「補償プランA」か「補償プランB」がおすすめです。入院諸費用に加え、1日3時間以上の付添介護や差額ベッド代が生じた場合にも補償されます。なお、ケガの入院は入院保険金が1日目より補償されます。就労している、あるいは病気入院のご心配は少なく、おもに日常生活中や職業従事中に他人に損害を与えた時の補償が必要な方は「補償プランC」がおすすめです。

Q 加入する際に医師の診察などが必要ですか？

A いいえ。
医師の診察は不要です。

Q 何歳から加入できますか？

A 0歳から加入いただけます。
ただし「補償プランB」は、満64歳までの方を対象としております。

Q 既往症で入院しても、支払い対象になりますか？

A はい。先天性の疾病に起因する病気や、てんかん発作による入院なども支払いの対象となります。

Q 公的医療制度により治療費を負担しない場合でも、「ケガの補償」や「入院給付金」は支払い対象になりますか？

A はい。通院・入院したという事実に対してお支払いいたしますので、ご請求いただけます。

Q 現在治療中なのですが、加入できますか？

A はい。
治療中の方でもご加入いただけます。ただし、入院中の場合は、退院後の新たな入院が支払いの対象になります。中途加入の場合は、待機期間もございますのでご注意ください。

Q 中途加入の場合でも口座から引き落としとなりますか？

A いいえ。
中途加入の場合には初年度の掛金は引き落としとなりません。ご案内の口座へお振込みが必要です。次年度以降は、口座振替となり自動的に補償が継続されます。

Q 弁護士費用等補償については、相談したいことがあった場合、弁護士さんのご紹介もしていただけるのでしょうか？

A はい。弁護士費用等補償の対象となった場合には、弁護士をご紹介します。各地域に相談できる弁護士と業務委託契約を締結しておりますので、ご加入しているサポート協会にご連絡ください。

Q 加入依頼書の所属欄には何を記入するのでしょうか？

A ご本人が通われている会社名や、日中活動をされている施設名・作業所名を記入してください。2か所に通われている場合どちらか1つをご記入ください。

加入依頼者(申込人)

保護者(または成年後見人等) ※後見人等の法定代理人が加入手続きを行う場合、後見人等であることがわかる公的書類もご提出ください。

被保険者(補償の対象者)

知的障がい児者または自閉症児者

補償期間(保険のご契約期間)

2024年4月1日から2025年4月1日午後4時までの1年間 ※次年度以降、口座振替により自動的に継続されます。

加入方法・掛金

■新規加入(4月1日午前0時補償開始)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、1・2・3を事務局へお出しください。

(4はお客さま控です。)

掛金は口座振替となりますので入会申込書兼加入依頼書の金融機関欄もご記入・ご捺印ください。

■入院4日目から補償プランA／掛金…19,500円(保険料 17,000円)

■入院2日目から補償プランB／掛金…25,200円(保険料 22,720円)

■入院2日目から補償プランC／掛金…22,000円(保険料 19,510円)

口座振替日：5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)

締切日：3月14日

〔継続加入の口座振替日：毎年5月12日(金融機関が休日の場合は翌営業日)〕

5月上旬に加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

■中途加入(5月1日以降に加入される場合)

入会申込書兼加入依頼書にご記入・ご署名の上、事務局へお出しください。

お振込み掛金は、下記掛金表の太字の金額となります。例)補償プランA 5月加入⇒17,400円

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【補償期間：加入日(毎月1日午前0時)～2025年4月1日午後4時】

加入日の翌月上旬に加入者証が加入者住所に送付されます。

締切日…毎月15日

加入日…締切日の翌月の1日

掛金…初年度の掛金は右記の掛金表でご確認のうえ、
締切日までに案内の口座まで掛金をお振り込みください。

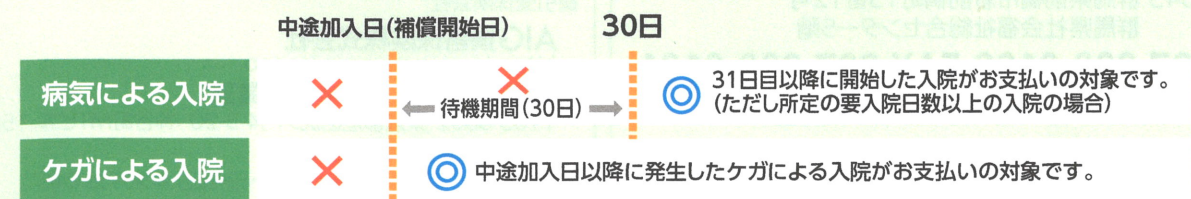
*掛金には制度運営費が含まれています。

*保険料は過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の多数割引を適用したものです。

加入日	掛金表(保険料)		
	入院4日目から補償プランA	入院2日目から補償プランB	入院2日目から補償プランC
5月1日	17,400円 (15,060円)	22,490円 (20,160円)	19,810円 (17,480円)
6月1日	15,900円 (13,710円)	20,520円 (18,350円)	18,080円 (15,900円)
7月1日	14,360円 (12,330円)	18,530円 (16,510円)	16,330円 (14,310円)
8月1日	12,830円 (10,950円)	16,510円 (14,650円)	14,580円 (12,710円)
9月1日	11,310円 (9,590円)	14,530円 (12,820円)	12,840円 (11,130円)
10月1日	9,800円 (8,240円)	12,560円 (11,010円)	11,100円 (9,540円)
11月1日	8,270円 (6,860円)	10,570円 (9,170円)	9,350円 (7,950円)
12月1日	6,730円 (5,480円)	8,580円 (7,340円)	7,610円 (6,360円)
1月1日	5,220円 (4,120円)	6,610円 (5,520円)	5,870円 (4,780円)
2月1日	3,690円 (2,750円)	4,590円 (3,660円)	4,100円 (3,170円)

※加入日が3月1日の設定はありません。

*当制度に保険期間の途中で加入した場合、入院給付金(4ページ)のお支払い対象期間は下表のとおりとなります。病気による入院については、ご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となりますのでご注意ください。



用語の説明

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、保険金支払いの対象となりません。
手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処置、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの手術は補償の対象になりません。
被保険者	保険の対象となる方または保険の補償を受けられる方をいいます。
保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。

【ご加入の流れ】

新規加入者 (昨年の現金申込者含む)

3月14日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落されます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2025年2月頃

今年加入された方は継続確認の案内が送付されます。同じご契約内容で継続される方は新たな加入手続きは不要です。

中途加入者

毎月15日までに

入会申込書兼加入依頼書を事務局までご提出ください。7ページの掛金表をご確認のうえ、掛金をお振込みください。

翌月1日

補償が開始されます。

加入日の翌月上旬

加入者証が加入者住所に送付されます。

2025年2月頃

継続案内が送付されます。

中途加入の場合、初年度の掛金はお振込みが必要です。次年度以降は、口座振替により自動的に継続されますので、手続きは不要です。

継続加入者

2月頃

継続案内が送付されます。
(ご契約内容を変更される場合は、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ署名、捺印して返信してください。ご契約内容の変更のない場合は返信不要です。)

4月1日

補償が開始されます。

5月上旬

加入者証兼振替案内が加入者住所に送付されます。

5月12日

ご指定の銀行もしくはゆうちょ銀行口座より掛金が引落されます。(休日の場合は翌営業日となります。)

2025年2月頃

継続案内が送付されます。

保険金請求の流れ

補償期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや病気、個人賠償事故等)にあわれた場合は、担当代理店・扱者または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (2) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (3) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

- ・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- ・契約者である団体は、入会申込書兼加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書にてご確認ください。
- ・このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

加入に関するお問い合わせ先

■事務局

(加入依頼書等送付先)

一般社団法人群馬県知的障害児者生活サポート協会

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町13番12号
群馬県社会福祉総合センター5階

TEL:027-288-0120 FAX:027-288-0121

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.gunsapo.jp/>

補償に関するお問い合わせ先

■担当代理店

株式会社ジェイアイシー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL:03-5321-3373

FAX:03-5321-4774

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

東京第二プロチャネル営業部

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル 15階

TEL:03-5401-3660

受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

発達障がい児者の方 加入できるように なりました!

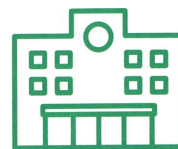
全国知的障害児者生活サポート協会では、当協会が会員向けの補償制度として提供を行っている「生活サポート総合補償制度」を、今般、発達障がい児者の方にも2024年4月1日補償開始分からご加入できるよう改定を行いました。

ぜひ、この機会にご検討・ご加入ください。

ご加入いただける方は、発達障がい児者として、以下の①～④のいずれかに該当される方です。

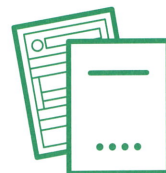
1

特別支援学校・学級／通級指導教室に通っている方
もしくは在籍していたことがある方



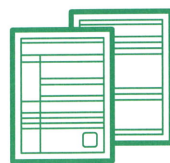
2

精神保健福祉手帳をお持ちの方



3

【障害福祉サービス受給者証】 交付がある方



4

医師などから「発達障がい」と診断されている方



上記に該当しない方でも、ご加入いただける場合があります。

詳細は、パンフレット記載の事務局または担当代理店までお問い合わせください。

また、症状等の確認を別途行う場合があります。予めご承知おきください。

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

生活サポート総合補償制度の補償概要

この補償概要は主な場合を記載しておりますので、具体的な内容については取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

補償概要中の主な用語はパンフレットの「用語のご説明」をご参照ください。

病気やケガで入院したときの補償

(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合

被保険者が病気またはケガを被り、その直接の結果として保険期間中に開始した入院が所定の要入院日数以上となった場合

(注1) 病気については、保険期間開始以前の発病についてもお支払いの対象となりますが、ケガについては、保険期間開始後に被り、かつ、事故日を含めて180日以内に医師の治療を開始した場合にお支払いの対象となります。

(注2) 当制度に途中で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)からその日を含めて30日を経過した日の翌以降に開始した入院がお支払いの対象となります。

■お支払いする保険金

傷害疾病付添介護保険金

要入院日数以降の付添介護(※)を受けた入院1日につき傷害疾病付添介護保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

(※) 親族または介護人(被保険者が利用している施設などの職員など)による付添または介助をいい、1日につき通算3時間以上行った場合に限りです。

傷害疾病入院時室料差額費用保険金

要入院日数以降の差額ベッド代が生じた入院1日につき傷害疾病入院時室料差額費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院諸費用保険金

要入院日数以降の入院1日につき傷害疾病入院諸費用保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じて30日を限度とします。

傷害疾病入院一時金

1回の入院について1回に限り、傷害疾病入院一時金の全額をお支払いします。ただし、傷害疾病入院諸費用保険金・傷害疾病入院時室料差額費用保険金・傷害疾病付添介護保険金のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院については傷害疾病入院一時金をお支払いできません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由のいずれかによる病気またはケガ

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によって被った病気またはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- アルコール依存、薬物依存または薬物乱用によって被った病気もしくはケガ。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。

- 放射線照射・放射能汚染
- 妊娠または出産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

次の事由により被保険者が被ったケガ

- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転

…など

ケガをしたときの補償

(国内外補償)

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。

(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。

(注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度)

(※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
- 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 妊娠・出産・早産
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

他人に損害を与えたときの補償

(国内外補償)

個人賠償責任補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合

- 本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故
- 日常生活に起因する事故

(※) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。

被保険者の範囲

①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)

②本人の親権者

③本人の配偶者

④①から③までの同居の親族

⑤①から③までの別居の未婚の子

⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限りです。

⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。

■お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

- 損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)
- 訴訟・弁護士費用など

(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

(注2) 被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

(注3) 他人の物を損壊した場合、それを新しく購入した金額をお支払いする保険ではありません。破損物の事故日時点での価値(時価額)で算定した損害額または修理費のいずれか低い額のうち、被保険者の責任の割合に応じた額をお支払いします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）
- 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

…など

弁護士費用等の補償

（国内補償）

弁護士費用等補償

■保険金をお支払いする場合

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

被保険者が保険期間中に日本国内において次の①～⑤の被害事故を被るにより、損害賠償請求を行うために損害賠償請求費用を負担した場合、または弁護士等（注1）への法律相談を行うことにより法律相談費用を負担した場合

- ①偶然な事故により被保険者が被った身体の障害または財物の損壊
- ②消費者被害（注2）
- ③被保険者が所有する財物を盗取、詐取または横領されること。
- ④不当解雇
- ⑤虐待（注3）

（注1）弁護士、司法書士または行政書士をいいます。

（注2）被保険者が最終消費者として価格が10万円以上の物品を購入したことにより経済的な不利益を被ることをいい、かつ、その原因が以下の事由、または以下の事由によると疑われるものとします。

- ㌞事業者の虚偽または誇大な広告その他事業者による消費者の利益を不当に害する行為
- ㌞事業者による消費者の自主的な選択または合理的な選択を阻害する行為

（注3）虐待とは、障がい者に対する虐待をいい、具体的には以下の行為、または以下の行為に該当すると疑われるものをいいます。

- ㌞身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること
- ㌞わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ㌞著しい暴言、著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ㌞障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、㌞から㌞に掲げる行為と同様の行為の放置など、養護を著しく怠ること
- ㌞財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること

【接見費用】

被保険者が保険期間中に身体拘束（逮捕または拘留）され、弁護士への接見（面会）を依頼したことにより接見費用を負担した場合。ただし、不起訴または無罪判決となった場合に限りです。

■お支払いする保険金

【損害賠償請求費用・法律相談費用】

1回の被害事故につき、損害賠償請求費用保険金は200万円、法律相談費用保険金については5万円（1回の相談につき1万円）をお支払いの限度とします。なお、被害事故が虐待である場合、初年度契約の保険責任の開始日から180日以内に発生した虐待については保険金をお支払いしません。

【接見費用】

1回の身体拘束につき1万円をお支払いの限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意または重大な過失
- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- 被保険者が受けた診察などの医療行為
- 専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物および被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物の損壊

…など

職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償

（国内外補償）

職業従事中事故対応費用補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者の就業中または職業訓練中の行為による保険期間中の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合

■お支払いする保険金

被害者へお支払いする次の費用の合計額から自己負担額（3千円）を控除

した額をお支払します。ただし、お支払いする保険金は、1回の事故につき保険金額を限度とします。

①被害者見舞・治療等費用

㌞見舞金、見舞品購入費用として負担した費用。ただし、以下の金額を限度とします。

被害者が死亡した場合 10万円

被害者が入院した場合 2万円

㌞被害者の内科処置、外科処置、X線検査、歯科処置、緊急移送、入院、補てつ装置および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびそれらに伴う交通費など

㌞葬祭費用

②損壊財物復旧費用

損壊した財物の修理費用。（修理できない場合は再取得費用）

■保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかの事由によって生じた損害

- 故意
- 同居の親族に生じた身体の障害または財物の損壊
- 被保険者の使用人が被保険者の事業に従事中に被った身体の障害
- 被保険者の占有を離れた財物、または終了した仕事の結果に起因する身体の障害または財物の損壊
- 財物の目減りまたは原因不明の数量不足
- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、品質劣化など
- 通常の作業工程上生じた修理または加工の拙劣または仕上不良など
- 冷凍・冷蔵装置の電氣的・機械的事故、破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化などによる装置内の財物損壊

病気で死亡したときの補償

（国内外補償）

疾病葬祭費用保険金

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に病気で死亡し葬儀が行われた場合

■お支払いする保険金

保険契約者または被保険者の親族、成年後見人、入居施設などが負担した葬祭費用に対して、ご加入の保険金額を限度として、その費用の負担者に疾病葬祭費用保険金をお支払いします。ただし、葬祭などを開始した日が保険期間中である場合または保険期間の終了日から60日を経過する日までの間である場合に限りです。

（注）同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取れる金額がご負担額を超えることはありません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事由のいずれかによって発病した病気による被保険者の死亡

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

地震などによる傷害（ケガ）の補償

地震・噴火・津波危険補償

■保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、「ケガをしたときの補償」の死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金、手術保険金をお支払いします。

生活サポート総合補償制度 保険金支払い補助資料（傷害疾病補償）

補償制度の各補償の中で、お問い合わせの多い「**傷害疾病補償（入院給付金）**」の一つである「**傷害疾病付添介護保険金**」に関して、改めて概要をご案内いたします。保険金請求時のご参考としてご活用ください。

傷害疾病補償（入院給付金）

被保険者がケガ（※1）または病気（※2）により、補償期間開始日（※3）以降に所定の日数を超えて入院した場合、補償の対象となります。

傷害疾病付添介護保険金	被保険者の入院に伴い、親族・介護人が 1日につき3時間以上の付添介護 を行った場合、日額をお支払いします。（補償期間中30日限度）
--------------------	--

（※1）補償期間の開始前に被ったケガは含みません。

（※2）補償期間の開始前に発病した病気による入院を含みます。

（中途加入の場合、加入日からその日を含めて30日経過した日の翌日以降に開始した入院が対象です。）

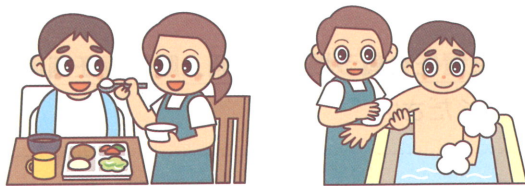
（※3）中途加入の場合、パンフレット＜中途加入＞に記載の加入日が補償期間開始日となります。

付添介護とは・・・

「被保険者の**年齢または心身の状態等により必要となる**付添または介助（入浴、食事、衣服の着脱、その他被保険者が単独で行うことが困難な動作の援助）を行うことをいいます。



補償の対象となる場合

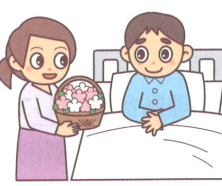


3時間以上の付添・介助

被保険者が単独で行うことが困難な動作の援助



補償の対象とならない場合



お見舞い



着替えを持っていくのみ



3時間未満の付添・介助

・・・など

! 上記のようなお支払の対象となる付添・介助は、一定時間継続して付添う必要があると考えています。この考えをより明確化するため、**3時間以上の付添介護をお支払の対象とする**改定を2020年度に実施しました。

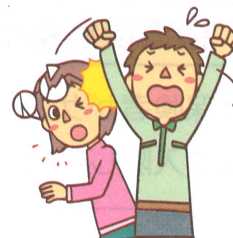
* ご不明な点がございましたらパンフレット＜補償に関するお問い合わせ先＞にお問い合わせください。

生活サポート総合補償制度 保険金支払い補助資料(個人賠償責任補償)

補償制度の各補償の中で、お問い合わせの多い「**個人賠償責任補償**」に関して、改めて概要をご案内いたします。
保険金請求時のご参考としてご活用ください。

個人賠償責任補償

日常生活上の偶然な事故による他人のケガや他人の物に損害を与えたことについて、被保険者が**法律上の損害賠償責任を負った場合**に補償の対象となります。



【ご注意ください点】

⚠ 施設等が事故の発生を予見でき、被保険者(本人・保護者など)に法律上の損害賠償責任が生じない場合は、補償の対象となりません。

⚠ 対象となる事故が発生した場合は、事故発生日からその日を含めて**30日以内**に、担当代理店または引受保険会社に事故の状況をご通知ください。

※正当な理由なくご通知いただけない場合など、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

【年少者や知的障害者が加害者となる場合の一般的な民法上の解釈】

年齢や知的障害の影響により責任能力(行為の責任を理解して認識できる能力)が無いと判断される方が加害者となった場合、その加害者本人は法律上の損害賠償責任を負いません。

その場合、加害者の監督義務者(法律上の監督義務を負う方)がその損害賠償責任を負うこととなります。親族や後見人が監督義務者として法律上の損害賠償責任を負う場合が、個人賠償責任補償での補償対象となります。

一方、**施設や学校が職務上の代理監督者として法律上の損害賠償責任を負う場合は、個人賠償責任補償での補償対象ではありません**。以下のような事例についてはご注意ください。

参考例. 1

同じ施設等の中で同様の事故が複数回繰り返された場合、当初は事故発生を予見できなかった施設等にも、同じ事故が繰り返されることによって予見可能性や回避措置の義務が生じることとなり、施設等が事故についての責任を負う場合があります。

参考例. 2

施設等の中で職員の方や入所者の方がケガをされた場合、労働災害補償義務や安全配慮義務に基づき施設等の責任が発生すると考えられます。

参考例. 3

施設等の指揮命令下(施設内作業や職業訓練中、学校授業中など)で発生した事故については、施設等の監督義務に基づく責任が発生すると考えられます。

* ご不明な点がございましたらパンフレット<補償に関するお問い合わせ先>にお問い合わせください。